

健診・検診情報を本人が電子的に 確認・利活用できる仕組みの在り方

参考資料

令和 2 年 6 月 15 日

国民の健康づくりに向けたPHRの推進に関する検討会

目的

- 急激な少子高齢化、人口減少が進む我が国にあって、更なる健康寿命の延伸に向けた取組を進めることが重要である。そのための仕組みの一つとして、世界的には、個人の健康診断結果や服薬歴等の健康等情報を電子記録として本人や家族が正確に把握するための仕組みであるpersonal health record(PHR)の考え方が広まっている。
- 我が国では、2020年度から特定健診、乳幼児健診等、2021年度から薬剤情報について、マイナポータルにより提供することとされており、これらを通じて予防、健康づくりの推進等が期待されている。
- また、「経済財政と運営の基本方針2019～「令和」新時代：「Society 5.0」への挑戦～」（令和元年6月21日閣議決定）においては、「生まれてから学校、職場など生涯にわたる健診・検診情報の予防等への分析・活用を進めるため、マイナポータルを活用するPHRとの関係も含めて対応を整理し、健診・検診情報を2022年度を目途に標準化された形でデジタル化し蓄積する方策をも含め、2020年夏までに工程化することとされており、今後は他の健康・医療等情報等も含めたPHRの活用も期待される。
- 既に進んでいる事業の状況も踏まえつつ、我が国のPHRについての目的や方向性を明確にした上で、自身の健康に関する情報について電子データ等の形での円滑な提供や適切な管理、効果的な利活用が可能となる環境を整備していくため、関係省庁や省内関係部局との連携の下、「国民の健康づくりに向けたPHRの推進に関する検討会」を開催し、必要な検討を行う。

構成員

○座長（五十音順、敬称略）

岡村 智教 慶應義塾大学衛生学公衆衛生学教室教授

中山 健夫 京都大学大学院医学研究科社会健康医学系専攻健康情報学分野教授

○永井 良三 自治医科大学学長

長島 公之 公益社団法人日本医師会常任理事

樋口 篤雄 武藏理科大学法学部法律学科特任教授

松田 晋哉 産業医科大学医学部公衆衛生学産業保健データサイエンスセンター教授

宮田 裕章 慶應義塾大学医学部医療政策・管理学教室教授

山口 育子 認定NPO法人ささえい医療人権センターCOM理事長

山本 隆一 一般社団法人医療情報システム開発センター理事長

関係省庁

厚生労働省 健康局 健康課(事務局)、がん・疾病対策課
医政局 総務課医療情報化推進室、研究開発振興課、歯科保健課
医薬・生活衛生局 総務課
労働基準局 安全衛生部労働衛生課
子ども家庭局 母子保健課
保険局 医療介護連携政策課保険データ企画室、
医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室

政策統括官付情報化担当参事官室

内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室

内閣官房 健康医療戦略室

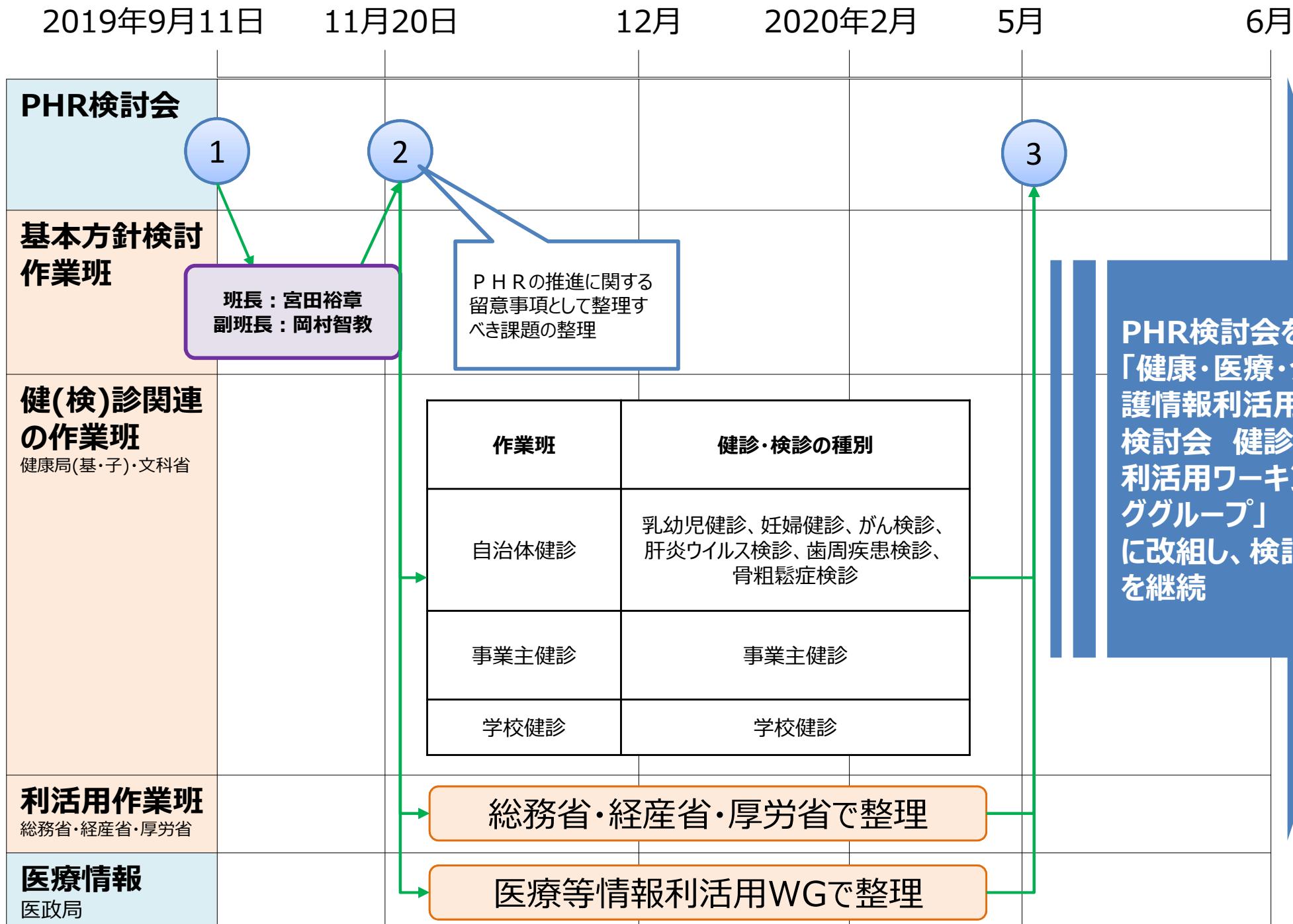
内閣府 大臣官房 番号制度担当室

総務省 情報流通行政局情報流通振興課 情報流通高度化推進室

文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課

経済産業省 商務・サービスグループヘルスケア産業課

「国民の健康づくりに向けたPHRの推進に関する検討会」の開催経緯と今後



国民・患者視点に立ったPHRの検討における留意事項 ～PHRにおける健診（検診）情報等の取扱いについて～

本留意事項の位置づけ

- PHRについては、国民・患者の保健医療情報を本人自身が活用して予防・健康づくり等に活用するとともに、それを本人同意の下に医療・介護現場で役立てることを目指す。
- 個人の保健医療情報をサマリー化・ヒストリー化など個人が理解しやすい形で提供することで、自らの健康管理・予防行動につなげられるようにするとともに、本人の希望によって医師等に提供し、診療等にも活用できるようにすることで、より質の高い医療・介護の提供が可能となる。
- また、国や自治体等による公衆衛生施策や保健事業、医療的ケアが必要な障害児者を含む者への災害等の緊急時の利用や保健医療分野の研究への二次利用など、年齢や性別、障害の有無等にかかわらず誰もがより良い保健医療を享受するための活用を目指す。

策定の趣旨

本留意事項はPHR全体において、まずは健診情報等の取扱いについて必要な検討を行う上で踏まえるべき留意事項を整理するものである。

国民・患者視点に立ったPHRの意義

- 保健医療情報をPHRとして活用することで、予防医学や診療等において重要な本人の行動変容等の自己管理、医療従事者等による介入、研究等に必要な環境の整備を目指す。
- PHRの利用目的としては、①個人の日常生活習慣の改善等の健康的な行動の醸成、②効果的・効率的な医療等の提供、③公衆衛生施策や保健事業の実効性向上、災害等の緊急時の利用、④保健医療分野の研究が想定される。

PHRにおける健診情報等の取扱いに関する留意事項

(1) 基本的な考え方

- 今後の保健医療分野の取組を進める上での基盤として、PHRの整備が必要。
- PHRは、「国民・患者視点に立ったPHRの意義」の①～④のような利用目的が存在しているが、まずは、「①個人の日常生活習慣の改善等の健康的な行動の醸成」のための利用を想定して健診情報等を活用できるよう整備。
- また、保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組み等の議論と一体的に、②～④のための活用も検討。

(2) PHRとして提供する健診情報等

- 精度や解釈について安定性があり、エビデンスが確立され、診療ガイドライン等で整理されているものや、既に一般的に個人に提供され理解が進んでいる法定の健診等の情報からPHRとして提供。
- 画像データ等については、保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みや介護情報の収集や閲覧のための仕組み等と一緒に検討し、国民・患者が円滑にアクセスできるように検討。
- 情報セキュリティに関する啓発等を推進し、安心してPHRを利用できるようにすることが必要。

(3) 情報提供等の在り方

- 情報の提供や閲覧、保存方法等について、国・自治体・公的機関や医療機関・介護施設・薬局、民間事業者、個人の役割分担を含めて整理。国民誰もが自らのPHRにおける情報を活用できるように、基盤となるインフラは、国・自治体・公的機関が整備
 - 円滑な提供・閲覧等
- (ア) 情報の電子化・標準化
 - 効率的な運用や情報連携を行うため、国において情報の電子化やデータ形式の標準化、APIの公開等を進めることが必要。
- (イ) 情報閲覧時の一覧性等の確保
 - 過去の情報も含めてサマリー化・ヒストリー化など理解しやすい形で閲覧できる環境等を整備。
- (ウ) 既存インフラを活用した本人への情報提供
 - 各制度趣旨や費用対便益等を踏まえ、まずはマイナポータルの活用可能性を検討するとともに、API連携等の環境も整備。

イ 適切な管理

(ア) PHRの利用目的を踏まえたデータの保存期間

- 保健医療情報に関するシステムを効率的に活用して、国民が必要とする生涯の保健医療情報をPHRで閲覧できる環境を整備。

(イ) 保健医療情報を適切に取り扱うための仕組みの整備

- PHRとして各健診情報等を活用する際には、適切な本人同意やセキュリティの確保等の環境整備が必要。
- 継続的な個人のヘルスリテラシーの向上や、未然に個人の不利益を防止する仕組みを検討。

(別紙)

～民間事業者におけるPHRの利活用及び遵守すべきルールに関する留意事項～

1 情報の相互運用性

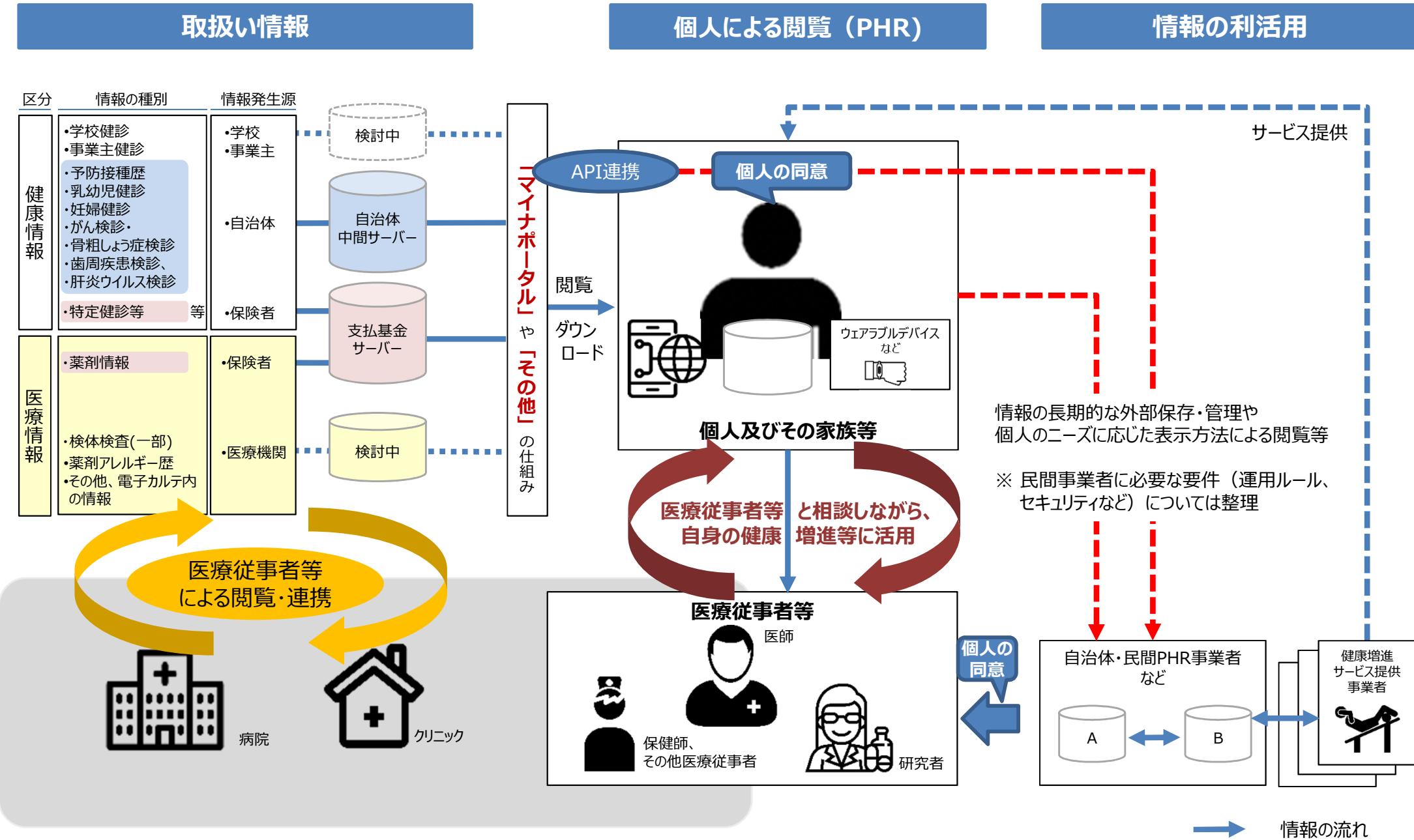
- 情報の継続性等の観点から、民間PHR事業者間の情報の相互運用性を確保。

2 民間PHRサービス提供における個人情報の適切な管理

- 民間PHR事業者間における保健医療情報の適切な取扱いや必要なセキュリティ水準等の一定のルールを検討。

3 幅広い民間PHRサービスの活性化

- 一部の民間PHR事業者によるデータの囲い込み等を回避し、民間PHR事業者の育成や参入を促進する方策等を検討。

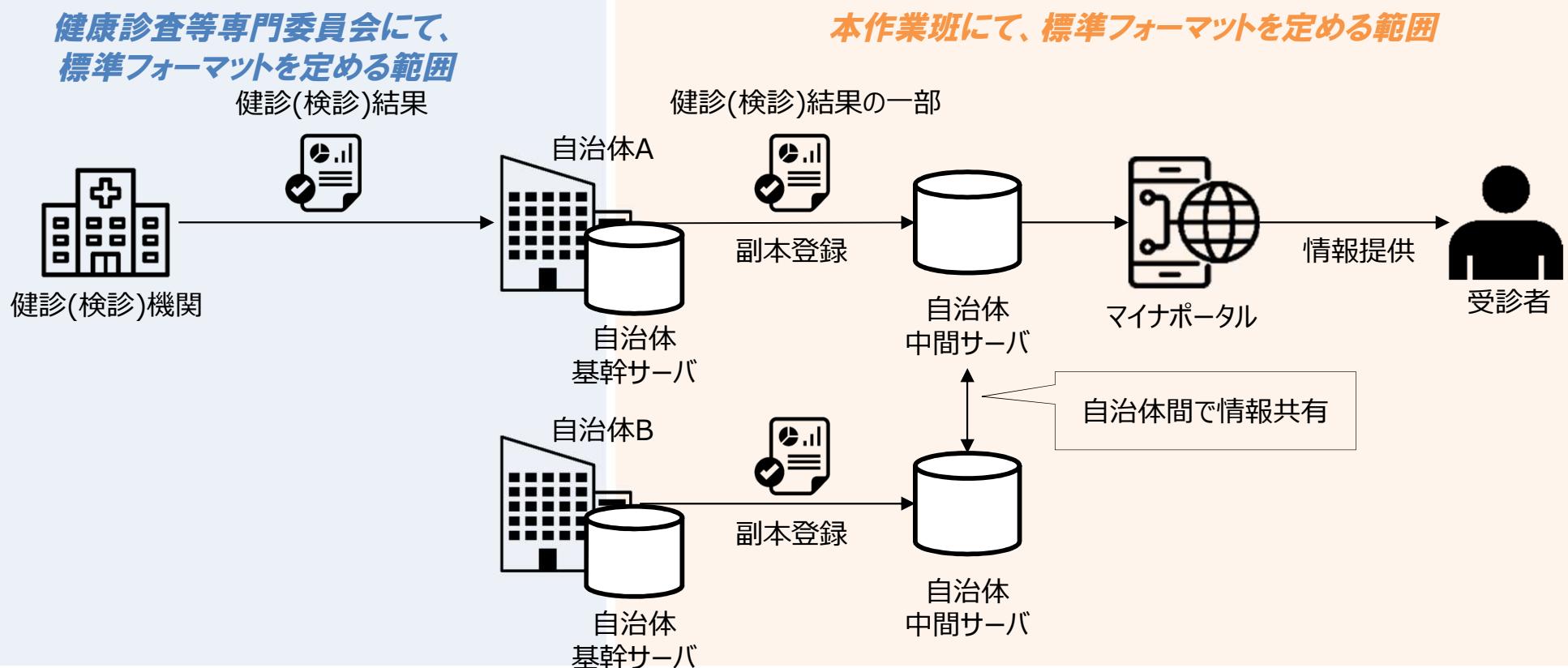


自治体健診作業班資料

自治体検診情報のマイナポータルを活用した情報提供のイメージ

- 健康増進法に基づく自治体検診（がん、肝炎ウイルス、骨粗鬆症、歯周疾患）については、既に特定健診や乳幼児健診等がマイナポータルを通じた情報提供を予定していることから、既存のインフラの活用の観点も踏まえ、自治体中間サーバを介したマイナポータルからの提供に向けて、環境整備を行う。
- また、新旧自治体間でのデータの引継ぎが円滑に行われるよう、必要な環境整備を行う。その際、自治体中間サーバを活用する場合は、番号法において番号利用事務の別表2に記載するなど、必要な法令の整備を行う。
- さらに、自治体や保険者などの異なる健康増進事業実施者間における情報共有についても検討が必要。
- 関係者間の情報連携を進めるため、健康診査等専門委員会にて定める標準フォーマットとPHRとして定める標準フォーマットの整合性を図っていくものとする。

マイナポータルを活用したデータ提供のイメージ



健診情報の生涯にわたる閲覧

- 国民・患者視点に立ち、国民が自らのニーズに応じて、生涯にわたって自らの健診情報等を閲覧・活用できる環境を整備することが必要。
- その際、「①自治体等によって保健事業等に健診情報等を適切に活用するために必要な保存」と「②個人が自身のニーズに応じて活用するための保存」に分けて整理するとともに、国民・患者が「気付いたときには情報の保存期間が終わり、削除されていた」という状況を回避するための仕組みも併せて整備する必要がある。

「気付いたときには情報の保存期間が終わり削除されていた」という状況の回避するため、例えば、以下のような対応を検討してはどうか。

- 保存期間が終了し、情報を削除する際には、本人に対して、その旨を知らせるとともに、必要に応じて情報をダウンロードし、自ら管理する方法を紹介。
- 加えて、民間 P H R 事業者の利用が前提とならないように、個人が自らの P C やスマートフォン等に円滑にダウンロードするためのアプリ等の提供。

受診 ① 健診増進事業実施者による健診事業の一環としての保存

必要な
措置

② 個人による保存

生涯

各健診等情報の一次利用（本人による閲覧、自治体等による保健指導など）を想定して、保存期間を設定。

（想定される保存期間）

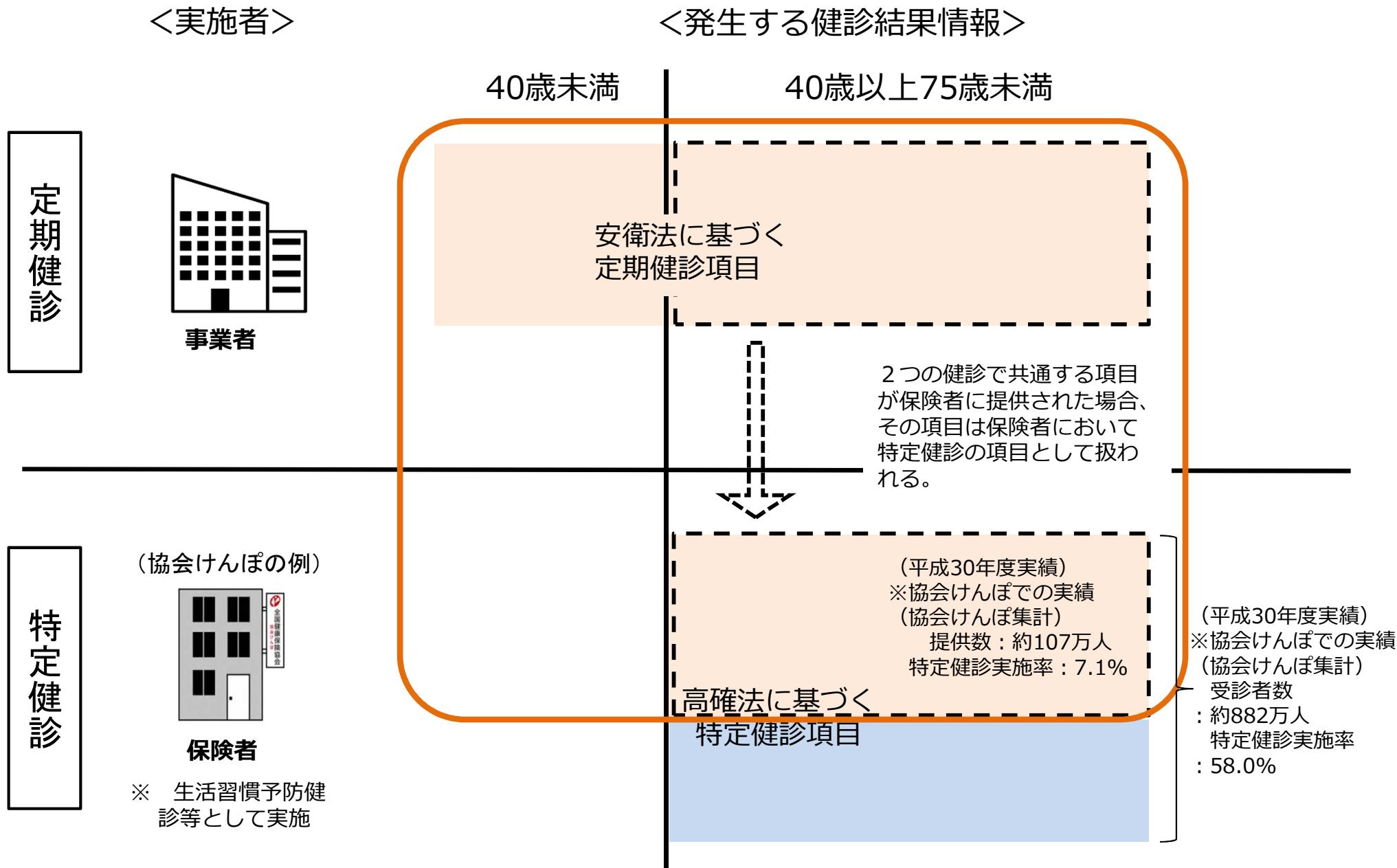
- 乳幼児健診：学校保健への引き継ぎまで（7年）
- がん検診：指針による規定（5年）
- 肝炎ウイルス検診：生涯
- 骨粗鬆症検診：健診3回分（10年）
- 歯周疾患検診：健診2回分（10年）など

個人のニーズに応じて、適切に健診情報等を管理できる環境を整備。

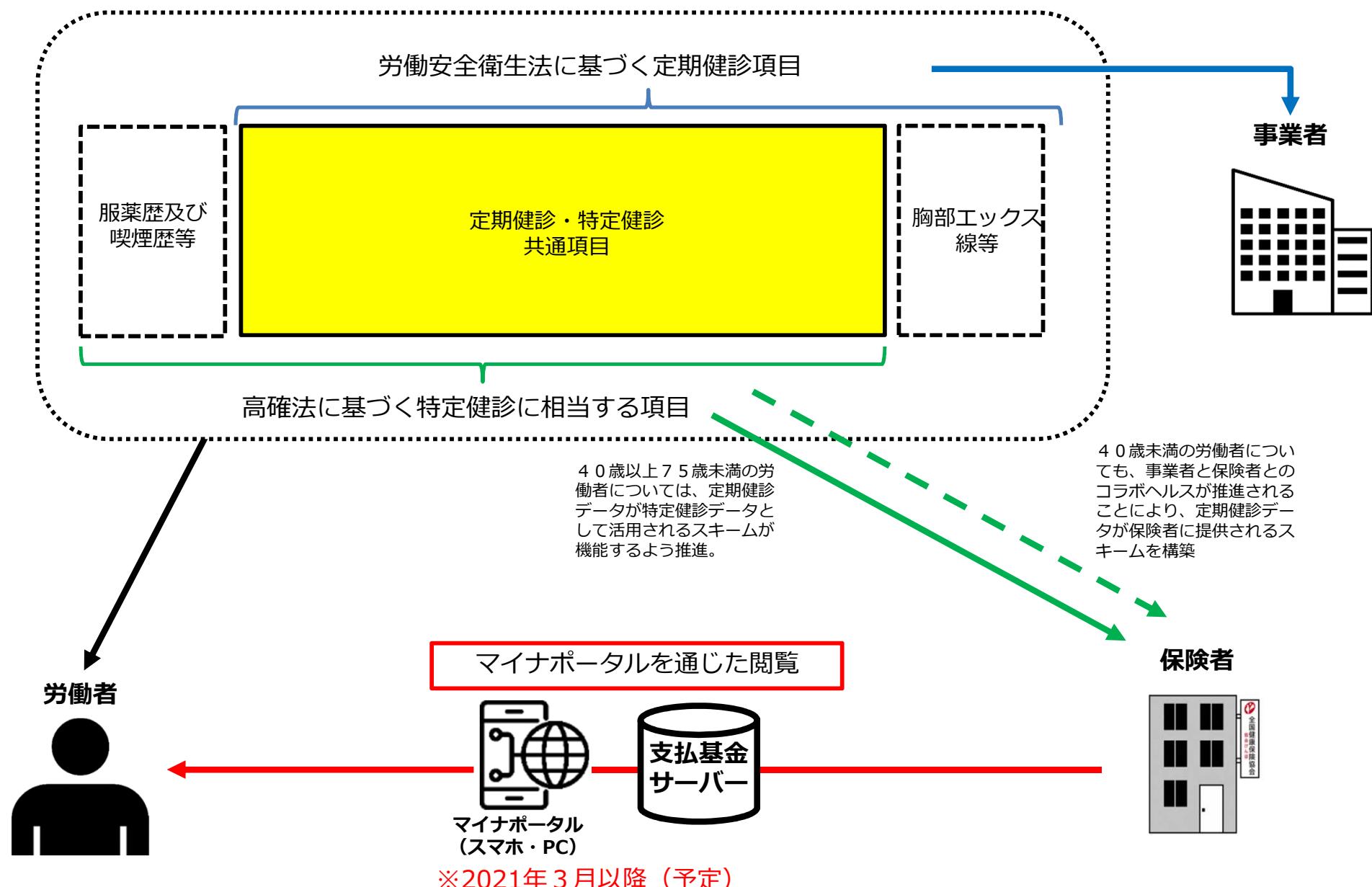
- 国による情報ダウンロード用アプリ等の開発
- 民間 P H R 事業者のルール整備など

事業主健診作業班資料

事業主健診作業班における検討範囲について

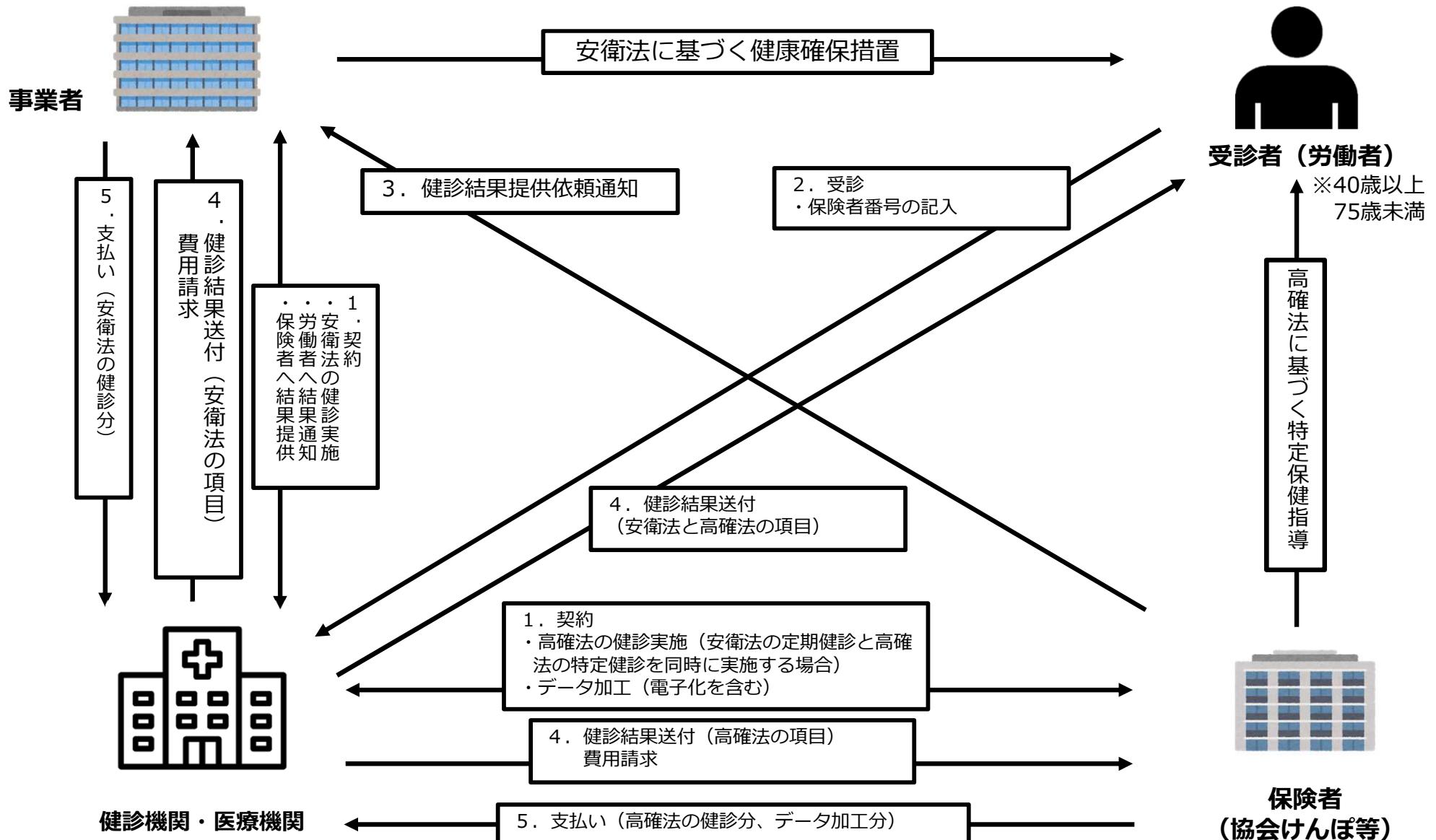


労働者の健診結果の閲覧について(方針案)



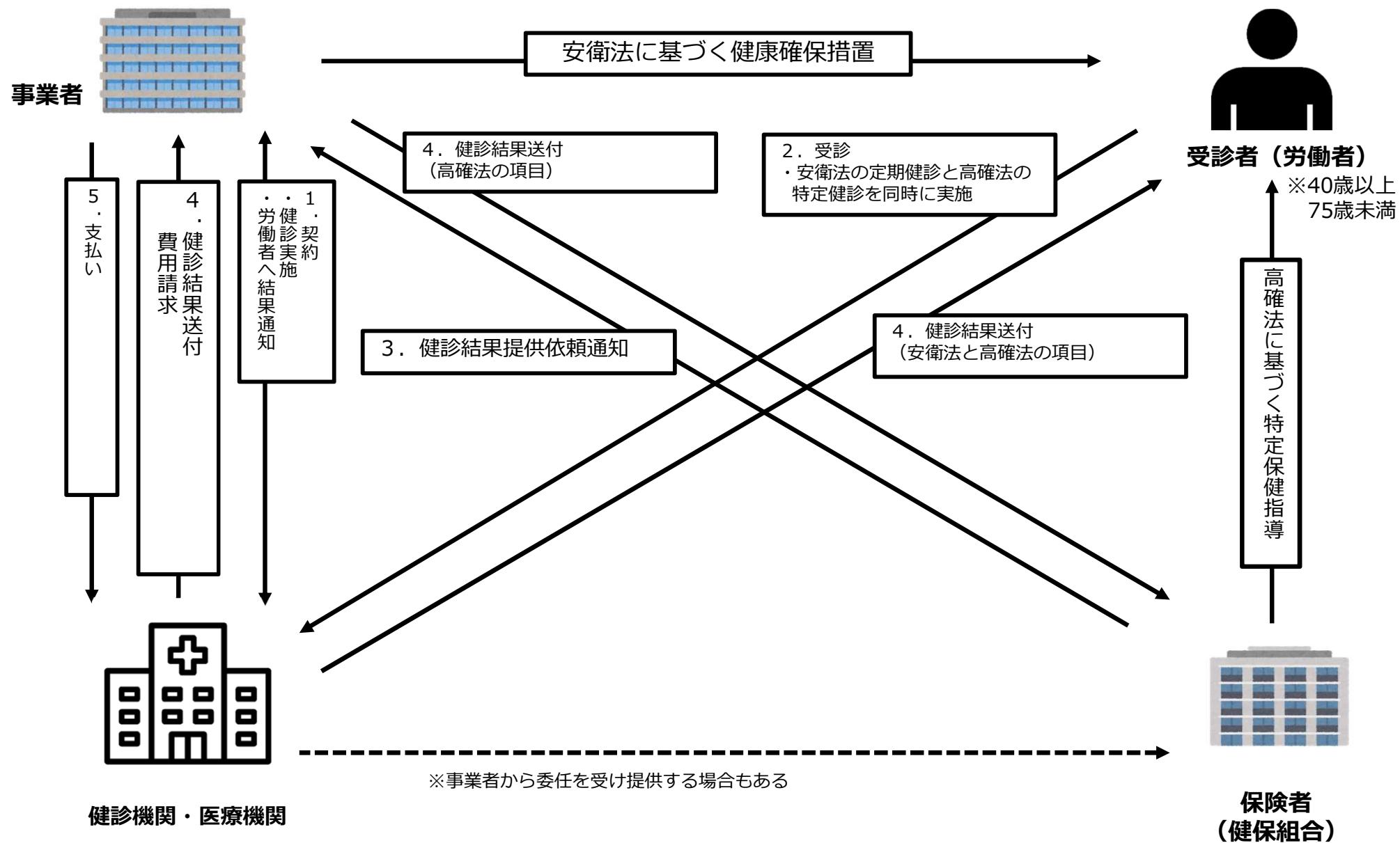
事業者から協会けんぽ等への健診結果の提供について(案)

○ 健診機関を通じて保険者へ健診結果を提供



事業者から健保組合への健診結果の提供について(案)

○ 事業者から保険者へ健診結果を提供



※ここに掲げたスキームはあくまで一例であり、事業所・健診機関・保険者が三者契約を締結して実施するなどのケースも想定される。

利活用作業班資料

民間事業者におけるPHRの利活用及び遵守すべきルール等について

- 様々な民間PHRサービスが既に存在※し、今後更なる利活用も想定されている。
PHR検討会においてまとめられた「国民・患者視点に立ったPHRの検討における留意事項」を踏まえ、民間PHRサービスの適正かつ効果的な利活用を進めるための環境整備について、PHR検討会の下に「民間利活用作業班」を設け、検討を進めている。
- 第1回(1／15)、第2回(2／19)、第3回(4月にメール審議)で検討を行い、次頁の論点について検討。
 - ・国で整理すべき事項（特に情報セキュリティや個人情報の取扱い）
 - ・民間事業者・業界で実務的に整理すべき事項（特に幅広い民間サービスの活性化）など、今後の対応・工程表について検討を進めているところ。

※ 民間PHRサービスの実態

- 「民間PHRサービス」としては、単に個人の健康情報等を記録(record)するだけでなく、それに基づき生活習慣の改善方法等の提示、健康増進サービスの推奨等、個人の自己管理をサポートするものも多い。
- 実際の使われ方としては、
 - ・個人が健康増進等目的で利用する場合
 - ・保険者の保健指導、企業の健康経営・福利厚生等の一環として個人にアプリの利用を促す場合
 - ・医療機関が疾患管理・二次予防のために患者にアプリの利用を促す場合等がある。（用途によって、安全性・有効性や、個人情報の取扱いに等について論点も少しずつ異なる）

第1回の議論を踏まえた今後の検討の進め方について(たたき台)

- 民間PHRサービスは、以下の3つの機能に類型化できる。
 - ① 個人の保健医療情報を記録管理・閲覧する機能
 - ② ①に基づき、生活習慣改善等に向けたリコメンドを行う機能
 - ③ ①又は②に加え、記録された保健医療情報を研究開発等のために第三者提供を行う機能
- それぞれの機能について、以下の点が特に重要である。

| | | |
|------------|---|--|
| ①記録管理・閲覧機能 | … | <u>情報の相互運用性と情報セキュリティ</u> |
| ②リコメンド機能 | … | <u>生活習慣改善等に向けたリコメンド機能の安全性・有効性などの質の担保</u> |
| ③第三者提供機能 | … | <u>プライバシー、個人情報の適切な取扱い</u> |
- 情報セキュリティや個人情報の適切な取扱いについては、既存の関連ガイドライン等と重複しないように留意しつつ、新たな対応が必要となる範囲については政府として基本的な方針を示した上で、その後、民間において運用、メンテナンスしていくことが望ましい。
- 生活習慣改善等に向けたリコメンド機能の安全性・有効性等については、適かつ幅広い民間PHRサービスの活性化の観点から、政府で議論するものほか、民間PHR事業者が業界として団体をつくり、実務的なルールを整備、メンテナンスしていくことが望ましい。
- 本作業班で検討するPHR事業者の範囲について、既存の関連ガイドライン等との関係にも配慮しつつ、整理する必要がある。

例) 健診機関が行っている受診者向けの情報公開サービス
地域医療連携の中で患者自身がデータを見ることができるサービス

学校健診関連資料

学校健康診断情報のPHR推進について

データ時代における学校健康診断情報の利活用検討会（令和元年10月～）

【議論の概要】

- 健診時点のみならずそれまでの発育や健康状態の経過等を含めた情報を合わせて把握・蓄積することにより、保健指導や本人の健康の保持増進にもより効果的に役立ることが期待される。
- 教育委員会の中には、健康診断結果等のデータの分析を外部委託している例や、保健部局と連携してデータ分析を行っている例などもみられる。また、例えば「学校保健統計」においても、より詳細なデータを収集しやすくなり、分析の充実を図りやすくなること等も期待される。
- 教員の仕事は、教育育てることがメインであるため、PHRを進める前提として、校務処理全体を電子化することにより、事務処理にかかる時間を削減し、本務に集中できる環境作りを目指すことが必要。ICT環境等の整備を図り、校務全体のICT化と一体として進める必要。
- 学校健康診断の項目は法令上定められているが、自治体により独自の項目を加えてあったり、記載の仕方については、現場に任されており、統一されていない。どのような項目をどのような形式で提供するのかを国により統一化することが必要。
- 学校健康診断情報を電子的に記録している割合は小中学校で9割、高等学校で7割程度。また、学校保健に関しては、統合型校務支援システムとは別に、独自のソフトを導入している学校も多い。（電子的に記録している学校のうち、小中高の約6割が校務支援ソフトを利用している。その他、エクセル等を使用している学校もある。）
- 学校健康診断結果の電子情報を、本人等に返す方法については、健康診断票にQRコードを付けて返す方法、マイナポータルを通じて閲覧できるようにする方法、クラウド上に情報を載せて本人等にアクセス権限を付す方法など、様々な制度設計の可能性が考えられる。

学校健康診断情報のマイナポータル等を通じたPHRの実現可能性に関する調査研究（令和2年1月～3月）

マイナンバーと児童生徒等の健診結果を紐づけ、中間サーバーに登録する方法（法改正が必要）

【メリット】

- ◆ 個人番号利用のための既存の仕組みを活用できるため、整備コストを抑えることができる。
- ◆ 進学先・転学先から進学元・転学元の教育委員会に情報提供ネットワークシステムを利用した情報照会の仕組みを活かすことができる。

【デメリット】

- ◆ 学校又は教育委員会が児童生徒等の家庭からマイナンバーを安全・確実に取得し、健康診断情報と紐づける作業が発生。この校務を担うための人的コストがかかる。
- ◆ 私立・国立学校は自治体の中間サーバーに登録できない。

マイナポータルと連携した民間送達を用いる方法

【メリット】

- ◆ 学校または教育委員会がマイナンバーを取り扱う必要がない。

【デメリット】

- ◆ 設置者ごとに健診データ用のサーバーを新たに設置することとなり、相当のコストが発生する。また、民間送達サービスの利用料がかかり、そのコストを誰が負担するか。
- ◆ 同一市町村以外へ進学・転学した際に引き継ぐためには別の仕組みが必要。

«今後の方向性»

- 学校の統合型校務支援システムにおける、PHR用の学校健康診断結果データの標準フォーマットを策定する。
- 学校のICT環境の整備を図り、校務全体のICT化と一体として検討を重ね、調査研究で明らかになった課題を克服する手法について最も効率的でコストが少ない方策を追求する。

